

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を 確保するための基本的な指針の《改正案》に おける記載事項等

＝平成23年度第3回高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会資料＝

平成23年8月23日

健康福祉部 長寿支援課・介護保険課

基本的な指針とは？

介護保険法

第116条(基本指針)

厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第二項第一号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

第117条(市町村介護保険事業計画)

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

介護保険事業計画において定める事項

今回の基本的指針の改正により、計画において定める（記載する）事項が『基本的記載事項』と『任意記載事項』に区分されることとなった。

基本的記載事項

市町村介護保険事業計画において定める事項

任意記載事項

市町村介護保険事業計画において地域の实情に応じて定める事項

基本的記載事項

1. 日常生活圏域の設定

設定の趣旨、内容、圏域の状況

(第4期計画13ページ)

2. 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

新サービスの追加

実績を分析し、介護予防事業の実績や効果を踏まえ、参酌標準を参考にして見込みを定める。

特養、地域密着型特養、老健、介護療養病床については、重度者への重点化の具体的な目標（参酌標準）がある。

(第4期計画100～103ページ)

3. 各年度における地域支援事業の量の見込み

介護予防事業の量を見込みを定めるに当たっては、事業の対象者数の見込みを定め、その算定の考え方を示す。

二次予防事業の対象者を早期把握できる体制を整備する。

任意記載事項

1. 市町村介護保険事業計画の基本的理念等

法的根拠、趣旨、理念、目標など (第4期計画1、6ページ)

2. 平成26年度目標値の設定

要介護2以上の認定者で見込んだ利用者のうち、要介護4、5の認定者の割合が70%以上(参酌標準) (第4期計画94ページ)

3. 市町村介護保険事業計画の作成のための体制

計画推進協議会開催の経緯、被保険者の意見反映のための措置等
(第4期計画5ページ、125～131ページ)

4. 要介護者等の実態の把握

日常生活圏域ごとの被保険者の状況、要介護者等の実態調査や療養病床に入院している高齢者の実態、療養病床の転換意向調査等

(第4期計画15～29ページ、95ページ)

5. 被保険者の現状

人口構造や被保険者数、要介護者数

(第4期計画7～13ページ、30、31ページ)

※下線部は、今回の改正による追加事項など

任意記載事項（続き）

6. 介護給付等対象サービスの現状

種類ごとの量、利用状況、課題分析、評価（第4期計画32～40ページ）

7. 各年度における被保険者の状況の見込み

人口構造、被保険者数、要介護者数（第4期計画99、100ページ）

8. 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策

新サービス等については、公募による指定が可能

（第4期計画94～96ページ）

9. 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込み量の確保のための方策等

介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に要する費用の額、量の見込みと考
え方、見込量の確保のための方策及び介護予防・予防給付の達成状況の点検及び
評価等（第4期計画105ページ）

包括的支援事業の委託に当たっての市町村の実施方針の明示

※下線部は、今回の改正による追加事項など

任意記載事項（続き）

10. 介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

事業者、ケアマネへの情報提供、相互の情報交換、連携等

(第4期計画86、87ページ)

11. 予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項

事業者、ケアマネへの情報提供、相互の情報交換、連携等

(第4期計画86、87ページ)

12. 市町村特別給付に関する事項

13. 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

介護サービスのケアプランチェック等

(第4期計画89ページ)

14. 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

療養病床に入院している高齢者や家族、医療機関への情報提供や転換に関する交付金、助成事業の情報提供など

任意記載事項（続き）

15. 市町村介護保険事業計画の作成の時期
(第4期計画4ページ)
16. 市町村介護保険事業計画の期間
(第4期計画4ページ)
17. 市町村介護保険事業計画の達成状況の点検及び評価
(第4期計画111ページ)
18. その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために市町村が必要と認める事項
 - ・ 介護保険事業の趣旨の普及啓発など
 - ・ 保険料率を算定する基礎となる介護保険事業に係る費用の見込み
(第4期計画92、105ページ)
19. 介護保険事業計画に位置付けて重点的に取り組むことが望ましい事項
 - ・ 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項
 - ・ 医療との連携に関する事項
 - ・ 高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項
 - ・ 被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事項

※下線部は、今回の改正による追加事項など